

と定め、城下をば惣號尾山町と稱し、文祿以後金澤町と呼び、加賀・能登・越中三國の府城となし、藩政の府廳とする事凡そ三百許年なり。かくて明治廢藩置縣の際、一時寂寥たりしが、明治六年縣廳を金澤に定められしより、石川縣の廳下と成り、爾來逐日繁昌すといへども、未だ舊藩中の戸數に復ぜずといへり。尙其の巨細は左の如し。

○加賀古國府

往古諸國に國司を置き、諸郡に郡司を置かれし頃は、國廳の在所を國府と稱し、郡廳の在所をば小府と呼べり。國廳は國司の官舎にて、即ち今の縣廳とひとしく、郡廳は郡司の官舎にて、今云ふ郡役所にひとし。故に古へは、國廳の諸官員をば在廳官人或は在廳人と呼べり。朝野群載に、初任國司廳宜。新司宜加賀國在廳官人雜任等云々。とあり。此は延喜十年の文案なり。源平盛衰記・平家物語などにも、加賀國在廳人といふ事見えたり。國廳は、延喜式に、凡諸國。起正月八日迄十四日。請部内諸寺僧於國廳。修吉祥悔過法。萬葉集に、天平寶字三年春正月一日。於因幡國廳。賜饗國郡司等之宴歌。などいふこと見えたり。和名

抄に、廳。四聲字苑云廳汀反。萬豆利古止。乃延賓屋也。人衙也。とありて、所謂政所なり。故に日本紀齊明天皇五年の條に、遣阿倍臣率船師一百八十艘討蝦夷國云々。可以後方羊蹄爲政所焉。隨膽鹿嶋等語。遂置郡領而歸。と見え、政府は萬事の御用を司る故に政所と書けり。廳をいふなりと和訓栞にもいへり。政所てふ事は、加賀國にても、藤原季茂日錄に、加州佐野政所。忌浪政所。日用三昧記に、本光院領賀州政所。など見えたり。又國廳をば國衙ともいへり。文安元年の下學集に、國衙。諸國之府謂之衙。とあり。山槐記に、安元元年八月十六日甲子。爲院御賀用。召加賀國綱。其文云。藏人膳加賀國衙云々。とあり。今能登國鹿嶋郡七尾の近邊に古府村・國下村とて並びあり。國下をコクガと呼べり。是いにしへ國廳の道址なるにより、國衙村と邑名に呼びたるを、後世誤りて國下の二字を略書せしものなり。右等の例などに據つて、加賀國廳の古蹟をも勘考すべし。又郡府を小府といへるは、國府を大府となしたる稱にて、民部省圖帳の逸文に、駿河國藤原郡家尻小府。惣國駿河風土記に、伊穂原郡藤原小府有大領

宅。富士郡水口小府。益頭郡益頭小府。などありて、皆郡府を云へり。今加賀國石川郡大野郷内に古保村といふあり。古保をコブと呼べり。又越中國射水郡二上庄古國府の隣邑に古府村あり。古府をコフと呼べり。是即ち小府にて、往古の郡府なりし舊地ならんといへり。又能美郡苗代郷内に大領村・大領中村とて、その地邊をば大領野と呼べり。此の地も往古の郡府なりし舊地なりといひ傳へたり。三州名蹟誌に云ふ。往古は國郡毎に大領・小領とて、是を郡司といふ。職員令に見ゆ。此の大領野も古へ郡司の館跡なり。今攝州住吉等に、大領を家の稱號とする人あり。古への大領たりし人の裔孫なるべしと。或は云ふ。大領中村の西方に大塚とて、従前一反歩許の小高き處あり。開墾の爲め追々削りて、今僅かに残り。何人の古蹟なるや知るものなし。三州奇談に、丹羽氏の母堂の灰塚なりと載せられたり、さには非ず。上代の墳墓なれば、若しくば能美大領の古墳ならんといへり。右兩所は實に郡府・郡廳の遺蹟なることいぢるし。此はいにしへ國衙・郡廳の考證に記載す。抑、加賀の地は太古より越國の域内にて、

崇神天皇の御世に孝元天皇の皇子大彥命をして、越路の蝦夷共を平定せしめられし事は、古事記・日本紀・姓氏錄に載せられ、成務天皇の御世に大彥命の孫屋主男心命三世孫市入命をば越國造に定め給ふよし、國造本紀に載せたり。姓氏錄に道公は大彥命孫彦屋主男心命之後也とあり。道公といふ姓は、加賀國石川郡味智郷より負へる姓にて、同郡に味智神社あり。はその氏神ならんか。されば加賀の地域は、そのかみ越國造の部内なりしかと想像せられけり。さて景行天皇の御世、武内宿禰大臣をして越國及び東方諸國の地形百姓の消息を觀察せしめられし事、日本紀に載せられ、反正天皇の御世に武内宿禰四世孫志波勝足尼を江沼國造に定め給ふよし、國造本紀に見えたり。江沼國といふは、後の江沼・能美二郡の地也。今能美郡得橋郷國府村の近邑和氣村に虚空藏山といふあり。和氣古城跡の前山なり。土人は國造塚とも呼べり。或は云ふ是上古江沼國造の古墳なるべしと。和氣の邑名は古事記景行天皇の段に、此天皇之御子七十七王者。悉別賜國々之國造亦和氣及稻置縣主也。と見え、日本紀には七十餘子皆封國郡。各如其國。故當今